

# 平成31年度 組織・事務分掌等の 見直しについて

記者発表資料  
平成30年2月6日

業務改善課

## 1 基本方針

今後、更なる社会情勢の変化及び行政需要が増大することが予想される中で、定員適正化計画に基づく職員数の削減をしつつ、安定的な行政サービスを提供するためには、引き続き、業務量に対する組織・機構及び業務のやり方を見直し、定員の最適化を図る必要がある。

平成31年度は現体制を基本にしながら、事務体制の見直し、統合、再任用職員等の活用等により、更なる市民サービスの向上及び効率的な組織体制に向けた組織を編成する。

## 2 部課数について

	平成30年度	見直し概要	平成31年度
本庁	14部局 47課所室	—	14部局 47課所室
総合支所	3支所 9課	—	3支所 9課
合計	17部局支所 56課所室	増減なし	17部局支所 56課所室

## 3 組織・機構の見直し

- (1) 高齢者福祉課の「高齢者支援・介護予防担当」及び「市直営の高齢者相談センター」を廃止し、「地域包括ケア担当」を新設
- (2) スポーツ振興課に「オリンピック・パラリンピック担当」と「スポーツ推進担当」を新設
- (3) 課に設置する担当の見直し（統合・廃止）
  - ① 人権・男女共同参画課（人権推進担当、男女共同参画担当）の担当を廃止
  - ② 収納課（収税担当、国保税担当、料金担当）の担当を廃止
  - ③ 商業観光課（商業振興担当、観光・イベント担当）の担当を廃止
  - ④ 農業振興課（農業振興担当、農地活用推進担当）の担当を廃止
  - ⑤ まちづくり課（産業団地担当）の担当を廃止

## 4 分掌事務の見直し

- (1) 4地域の収納事務の職員を本庁収納課に集約
- (2) 4地域のファミリー・サポート・センターのコーディネーターを本庁に集約
- (3) フィルムコミッションに関する事務をシティプロモーション課へ移管